

2020年7月28日

各位

株式会社トリドールホールディングス
代表取締役社長 兼 CEO 栗田 貴也

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、タイ法人 B MTH LTD. (旧社名 : BOUTIQUE MTH LTD.、代表者 : Mr. Prabsharan Singh Thakral) に対し、貸金返還請求訴訟をタイの南バンコク民事裁判所に提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 タイ王国南バンコク民事裁判所
- (2) 提訴年月日 2020年7月23日

2. 訴訟の概要

- (1) 内容 被告に対し貸金の元本及び利息並びに遅延損害金の支払を求めるもの
- (2) 訴額 157,492,335.95 タイバーツ (約 5 億 3,500 万円)

3. 原告

- (1) 名称 株式会社トリドールホールディングス
- (2) 所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目 21 番 1 号
- (3) 代表者 代表取締役社長兼 CEO 栗田 貴也

4. 被告

- (1) 名称 B MTH LTD. (旧社名 : BOUTIQUE MTH LTD.)
- (2) 所在地 170/67, 21st floor, Ocean Tower 1, Soi Sukhumvit 16,
Ratchadaphisek Rd., Klongtoey, Klongtoey, Bangkok 10110 Thailand
- (3) 代表者 Mr. Prabsharan Singh Thakral, Authorized Director

5. 今後の見通し

本件訴訟の請求原因である貸付債権については、既に全額引当済みであるため、当社業

績に与える影響はございません。

なお、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以上

(補足)

当社は、タイの不動産開発大手 Boutique Corporation Public Co., Ltd. (タイ証券取引所上場) の CEO である Mr. Prabsharan Singh Thakral が実質的な支配権を有する被告をパートナーとして、2011 年 4 月に被告の子会社 Nodu Foods Co., Ltd. (以下「Nodu 社」といいます。) とフランチャイズ契約を締結し、また 2013 年 12 月には Nodu 社に 40% の出資をし、丸亀製麺をタイにおいて展開しておりました。しかし、本年 7 月 8 日付でお知らせしたとおり、同フランチャイズ契約は既に終了しており、現時点で Nodu 社が運営している店舗は当社が了承した丸亀製麺「Marugame Seimen」のフランチャイジーとしての運営権に基づくものではありません。

本件に関するお問い合わせ先
経営企画室
TEL : 03-4221-8919